

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課

1. 改正の趣旨

- 短時間労働者の厚生年金の適用要件の一つである、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 12 条第 5 号ロに規定する賃金要件（月額 8.8 万円）については、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）の公布日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日に撤廃することとしているところ、令和 8 年 4 月 1 日以降は全都道府県で最低賃金が 1,016 円以上となり、労働時間要件に該当しなければ自動的に賃金要件にも該当しなくなったこと等を踏まえ、令和 8 年 10 月 1 日を、賃金要件の撤廃に係る規定の施行日とするための施行期日を定める政令を別途制定することとしている。
- これに伴い、特定減額特例対象者*（厚年法附則第 4 条の 6 第 1 項に規定する特定減額特例対象者をいう。以下同じ。）に係る規定についても同日に施行されるため、本政令案では、厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号。以下「厚年令」という。）等の規定について所要の改正を行う。

※ 適用事業所に使用される、70 歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金法（昭和 34 年法律第百 37 号）第 7 条の規定の適用を受ける労働者であって、報酬が 8.8 万円未満である者をいい、特定減額特例対象者は、当分の間、厚生年金の被保険者とならないこととしている。

2. 改正の概要

(1) 特定減額特例対象者であった被保険者等の資格の得喪等

- 特定減額特例対象者であって被保険者としなない者から厚年法第 9 条の規定による被保険者となった場合等における当該者の厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取得日を明確にすること等、その他特定減額特例対象者の被保険者資格の得喪に関して必要な規定の整備を行う。（厚年令及び健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正）
- 被保険者でありながら老齢厚生年金の受給権者であるものがその資格を喪失した場合の年金額の改定等について、厚年法附則第 4 条の 6 の新設に伴う必要な規定の整備を行う。（厚年令の一部改正）

(2) 特定減額特例対象者の存続厚生年金基金の加入員に係る規定の整備について

- なお存続する厚生年金基金の設立事業所に使用される被保険者が当該基金の加入員とすることとされているため、厚年法附則第 4 条の 6 の新設等に伴う必要な規定の整備を行う。（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）の一部改正）

(3) その他所要の改正について

- 本政令案の施行に伴う所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- ・ 厚年法第 44 条第 5 項、附則第 4 条の 6 第 8 項
- ・ 平成 25 年健全化法附則第 5 条第 4 項
- ・ 健保法附則第 8 条の 3 の 2 第 8 項 等

4. 施行期日等

公 布 日：令和 8（2026）年 7 月上旬（予定）

施行期日：令和 8（2026）年 10 月 1 日